

令和3年第1回多賀城市教育委員会臨時会議事録

- 1 会議の年月日 令和3年1月6日(水)
- 2 招集場所 市役所5階501会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子
委員 林 幹字
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 松岡 秀樹
次長兼教育総務課長 阿部 英明
理事兼学校教育監 伊藤 克宏
副理事兼生涯学習課長 中野 裕夫
副理事兼文化財課長 佐藤 良彦
学校給食センター所長 矢口 伸
参事兼教育総務課長補佐 菊地 賢一
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 山形 剛大
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
議案第1号 平成31年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果
に関する報告書について
議案第2号 令和2年度多賀城市教育功績者等表彰について
議案第3号 多賀城市学校給食センター条例施行規則の一部を改正
する規則について
議案第4号 学校給食費の改定について
日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより

令和3年第1教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1 議事録署名委員の指名について

教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、浅野委員、樋渡委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 議事

議案第1号 平成31年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について

教育長

それでは、本会議に入ります。

はじめに、議案第1号「平成31年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、議案資料の17ページをご覧ください。

議案第1号「平成31年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について」のご説明を申し上げます。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、別紙のとおり議会に提出し、公表するものです。

構成につきましては、昨年度と基本的に同様でございます。

内容につきましては、教育総務課の菊地参事兼課長補佐からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

教育長

教育総務課参事。

教育総務課参事

それでは、議案資料の17ページを御覧願います。

議案第1号について御説明いたします。別冊として配付しております議案第

1号資料の「多賀城市教育委員会点検・評価報告書」の1ページをお開きください。

この点検・評価報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条にあります「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」という規定に基づき作成しております。

また、本報告書は、学識経験を有する2名の方から御意見、御提言をいただいて作成しているものです。本日、この臨時会で決定されましたら、市議会に提出するとともに、多賀城市のホームページ上で公表するものでございます。

次に、報告書の構成について御説明いたします。

まず、2ページから6ページでございます。ここでは平成31年度における教育委員会の開催状況及び御審議いただいた内容を掲載しております。

次に、7ページから10ページでございます。ここでは学識経験者の方から昨年度にいただきました意見に対し、事務局で検証を行い、業務改善へ結びつけた取組の概要を掲載しております。

次に、11ページから36ページでございます。ここでは「多賀城市まちづくり報告書」の中で教育委員会における施策及び基本事業の点検・評価を行っております。

評価結果の概要といたしまして、施策については、「達成」が3件、「高」が4件となっており、基本事業については、「達成」が20件、「高」が12件、「中」が0件、「低」が9件となっております。詳細は16ページ以降を御確認いただきたいと思います。

次に、37ページから77ページでございます。ここでは、教育委員会で行っている33件の主要な事務事業について、事業評価として掲載しております。

38ページの一覧表では、事務事業名、担当課等、決算額を掲載しており、表の右側には、事務事業の状況、成果向上の評価を数字の1から3までで表しております。

なお、この評価のものさしは、同じ38ページの上部に掲載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

33の事務事業のうち、事業状況に関しては、13事業が「順調である」、19事業が「概ね順調である」、1件が「順調ではない」との評価結果となっております。

また、成果向上に関しては、23事業が「成果向上余地は小」、9事業が

「成果向上余地は中」、1事業が「成果向上余地は大」との評価結果になっております。今後、この評価結果を基に、更なる業務改善を教育委員会内で行うこととしております。

なお、11ページからの「多賀城市まちづくり報告書の点検・評価」、「事務事業の点検・評価」に関しましては、市全体の事務事業評価と同様の取り扱いとなっております。

次に、79ページから84ページでございます。ここでは学識経験者として、昨年度と同様、元塩竈市立第一小学校長の星篤様、元多賀城市立高崎中学校長の横橋健様のお二人からいただいた御意見、御講評を掲載しております。

次に、85ページ以降には、資料といたしまして、「多賀城市教育基本方針」、「平成31年度の教育重点目標」を掲載しております。

以上で教育委員会の点検・評価についての説明を終わります。

教育長

ただ今の説明について質疑はありませんか。浅野委員。

浅野委員

この報告書に関する意見ではありません。報告書につきましてはそのとおりだと思います。今後の課題として、学校教育につきまして、学識経験者の方からの意見にもありますが、一つは、学力向上のために教育委員会としてのどのような施策が必要で、どのように展開されてきて、それを今の段階でどのように評価するかということがあります。

もう一つは、子どもたちの生活状況について、特に、不登校傾向がまだ続いているということに対する強力な取組について、今回この報告書にもケアハウス事業の検証として8ページにあります、「スーパーバイザーやスクールソーシャルワーカーへの相談件数が多いものの、この施設への登所自体が、ハードルが高いと感じる児童生徒及び保護者が多く見受けられます」とあります。おそらくそのとおりであり、これが今後の課題として続いていきますし、またこの課題は目に見える改善があってもなくとも、教育委員会の学校教育の施策として、学力向上とともに二本の柱で今後ますます大事になっていきますし、いろいろな面で取り組まなければならない、多賀城市の課題であるというように思いますので、この報告書にもこのように課題してまとめられていますので、令和3年度の事業につきましても十分に基本に置いて、いろいろな施策を積極的に展開していただきたいと思います。

なお、二人の学識経験者の方からの御意見も、適切に分析、評価されていると思いますので、今後の教育委員会の施策の展開にも大きな示唆を与えられるものではないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

教育長

教育部長。

教育部長

浅野委員さんからお話ありましたように、学識経験者の方からの意見を次に生かしていくことが大事だと思います。十分に課題を認識し、いろいろな課題も生まれてきている状況でもありますので、そういったものを踏まえて、施策について委員さん方から意見を頂戴して進めてまいります。

教育長

その他ございませんでしょうか。樋渡委員。

樋渡委員

先ほどの浅野委員の意見も踏まえまして、不登校に関して、ケアハウスへの登所に至らないということについて、各学校にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方がいらっしゃると思いますが、近い例ですが当院に見えられるお子さんや保護者でも、担任の先生などに上手くストレートに話せない、ということもありました。

例えば、今もあるのかもしれませんが、学校単位ではなく、教育委員会で一つの窓口として、学校の先生には相談しにくいこともすくい上げるられるようなところがあるといいかなと考えておりましたので、もしなければ、すぐには難しいかもしれませんが、大きな展望の中の一つとしてあればよいと思って述べさせていただきました。

教育長

学校教育監。

学校教育監

本来ですと、ケアハウスがその役目を担っておりますので、今年度は、教育長を中心にケアハウスの機構改革をしまして、相談件数、支援件数も昨年度よりも増えている状況にあります。

これについては、保護者や子どもたちの悩み、思いを受け止める機関として大事に育てていきたいと考えております。

教育長

相談機関もいろいろなところにあった方がいいと思っています。

樋渡委員

そのとおりで、親御さんもどこに相談したらいいかわからないけれども、担任の先生やその上の先生には言いづらい、そんなときに教育委員会としてこういうことも聞いていますよ、受け入れていますよというのがあればよいと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

ただ今の御意見につきまして、生涯学習課の方で青少年の健全育成事業を行っています。その中で、青少年の相談業務を行っていきまして、電話相談、面談を行っています。その内容等によっては、各関係機関に紹介するという交通整理も行っています。

また、そういったことは定期的に、学校教育係はもとより、市の保健福祉部と連携し、面談や情報交換も行っています。

そういったチャンネルもありますので、紹介させていただきました。

樋渡委員

ありがとうございました。

教育長

そういったことを知らせる方法も大切だと思っています。

その他ございませんでしょうか。菊池委員。

菊池委員

ケアハウスの実績についてですが、通所した子どもたちは平成31年度は5名でよろしいでしょうか。

教育長

学校教育監。

学校教育監

そのとおりです。

菊池委員

平成31年度は、10校で不登校割合はどれくらいでしたでしょうか。

もう一つ感想ですが、心のケアハウス事業によって保護者の不安解消につながっていることはよかったと思っています。

学校教育監

不登校は、小学校で46名、中学校で75名になっております。

教育長

平成31年度は、塩竈のけやき教室に通っていた子どももいました。現在ケアハウスに通っているこどもは10名前後になります。

菊池委員

施設の広さによって一日に対応できる人数が決まってくることもあると思いますが、学校側と連携をしてもう少しケアハウスの方でもお世話をしていただくといいかなと思いました。

教育長

不登校傾向の子どもたちには、学校には行けるけれども教室には入れない、というお子さんもいます。別室に登校している子どもも結構な数があり、家からもなかなか出られないという子どももいます。ケアハウスがもう少し機能できるといいと思っています。

その他ございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第1号について、御異議ありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第1号について原案のとおり決定いたします。

議案第2号 令和2年度多賀城市教育功績者等表彰について

教育長

次に、議案第2号ですが、人事案件になりますので、本件につきましては、「多賀城市教育委員会会議規則第5条」の規定に基づき、秘密会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、これより秘密会といたします。

(秘密会の会議録については、別途作成)

議案第3号 多賀城市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長

次に、議案第3号「多賀城市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

内容につきましては、学校給食センター所長から説明をいたします。学校給食センター所長。

学校給食センター所長

それでは、議案資料の5ページをご覧ください。

議案第3号「多賀城市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

6ページをお願いします。

このことについて、次のとおり制定するというものです。

この条例施行規則第7条におきまして、学校給食の年間実施回数を定めております。学校給食センターが平成14年7月に開所した際に、学校の年間授業日数から学校休業日と修学旅行等の学校行事を勘案しまして、小学校、中学校の学年ごとに範囲を定めたものです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年4月9日から5月31日まで、市立小中学校を臨時休業としたことにより、6月1日以降の学習指導計画等の大幅な見直しが行われ、給食実施回数との調整が困難な状況となっております。

7ページ、新旧対照表をご覧ください。今現在の規則、旧の欄ですが、小学校は規則上、170回から174回まで、1学年、5学年、6学年は、168回から172回までと定まっておりますが、現在、年間の見込みで、全ての学年で168回に満たない状況となっております。中学校も同様です。

このことから、学校休業日を除いた年間授業日数であります188日から始業式2日間、終業式2日間及び卒業式1日の5日間を差し引いた183日で、183回までの範囲で給食を実施することとするものです。

附則としまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。

よろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について質疑はありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

今回の改正で、給食の回数は具体的にどのようなになるのでしょうか。

教育長

学校給食センター所長。

学校給食センター所長

今までの規則では、回数の下限と上限を定めております。今般のコロナ禍のように臨時休業が長引きますと、回数の下限に達することができなくなってしまいますので、最大の授業日数から始業式等の行事日数を差し引いた上限の回数のみを定めることとしたものです。

樋渡委員

そのことに異論はないのですが、下限を定めないことに対してクレームが来るのではないかという心配もあります。

学校給食センター所長

周辺の自治体の状況も確認しましたが、下限回数を定めているのが仙台市、松島町です。仙台市は事務取扱で規定しており、下限回数に満たない状況についてはその中で対応したとのことでした。

樋渡委員

ありがとうございました。

教育長

そのほかございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第3号について、御異議ありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第3号について原案のとおり決定いたします。

議案第4号 学校給食費の改定について

教育長

次に、議案第4号「学校給食費の改定について」を議題といたします。

内容につきましては、学校給食センター所長から説明をいたします。学校給食センター所長。

学校給食センター所長

それでは、議案資料の9ページをお願いいたします。議案第4号「学校給食

費の改定について」ご説明いたします。

経緯について、時系列でご説明いたしますので、恐れ入りますが55ページをお願いいたします。

令和2年3月5日付けで、多賀城市学校給食センター運営審議会に学校給食費の改定について、栄養の改善に必要な1食当たりの学校給食費単価と実施時期について諮問いたしました。

35ページをお願いいたします。

令和2年11月27日開催の令和2年度第1回多賀城市学校給食センター運営審議会において、栄養価充足率の改善に向けた献立の検討に伴う給食費の改定試算額について審議をいただきました。

37ページをお願いいたします。学校給食費の改定案について、主な内容についてご説明いたします。

43ページをお願いいたします。

給食費と基本食費・副食費の推移です。左のグラフの基本食費・副食費の推移ですが、一番下の小学校基本食費、上から2番目の副食費の推移と、下から2番目の中学校基本食費、一番上の副食費の推移となっております。保護者の方に納入いただく給食費は変わりませんので、基本食費が増加しますと、副食費に係る額が減少せざるを得ない状況が続いています。右のグラフにつきましては、基本食の牛乳、米飯、パンの推移ですが、こちらも年々値上がりしております。

44ページをお願いします。

学校給食摂取基準です。文部科学省が定める一回当たりの望ましい栄養量となっており、一日の栄養量の3分の1を給食で摂ることを基本とし、家庭で取りづらいカルシウム、ビタミン類につきましては、40%から50%を目安に設定されております。平成30年8月に改正になり、マグネシウムが改正前は配慮すべき補足項目でしたが、改正後は基準項目に含められております。

次の45ページですが、平成31年度平均の多賀城市の栄養充足率グラフです。学校給食摂取基準を100としたもので12項目ございますが、小学校が6項目、中学校が9項目で基準に達していない状況でした。左下のチャート、右下の棒グラフともに、基準の100を太線で示していますが、基準を満たしていない項目があることが見て取れます。

47ページをお願いいたします。

これらの状況を改善するための例として試算したものになります。小学校の平成31年度8月、9月分で、1食あたり35円の増額した場合の試算です。左上の充足率の表ですが、現行の灰色の7項目で基準を満たしておりませんで

したが、35円改定した場合は全ての項目で充足していることを表しているものです。右上の棒グラフ、左下のチャートにつきましては、100の基準となる太線に対しまして不足していた栄養価が、改定後は全て充足していることを表しているものになります。右下の献立は、副食で太字のメニューが、栄養価充足のために追加した品目で、追加した品目の価格が右端の列となります。一番上で追加した海の幸サラダとブルーベリージャムの単価の合計が62円という見方となります。これらを全て合計すると819円で、給食回数の23で割りますと、1食当たり35円の改定試算となります。

49ページをお願いいたします。

こちらは中学校の平成31年度8月、9月分で、1食あたり50円の増額した場合の試算です。表、グラフ等につきましては小学校と同様の見方となりますので説明を割愛させていただきます。右下の献立表につきましても同様に、一番右の列の合計の1,081円を給食回数の22で割りますと、1食あたり50円の改定試算となります。

50ページをお願いします。

以上の状況に基づきまして、給食費改定の案を提示したものです。改定額案ですが、小学校で289円、現行の254円から35円、13.8%の増、小学校で348円、現行の298円から50円、16.8%の増となります。実施時期につきましては令和3年4月1日から、改定理由案につきましては食料の値上げ等に伴う栄養充足の改善でございます。下の表は、給食費の改定経過と給食費の推移をグラフにしたものでございますので、後ほどご覧願います。

13ページをお願いいたします。

令和2年12月9日開催の令和2年度第1回多賀城市学校給食センター運営審議会におきまして、学校給食費改定案について御審議いただいたものとなります。

14ページをお願いいたします。

学校給食費改定の答申案について、内容は記載のとおりでございます。

4として付帯意見を頂戴しており、「地場産品については可能な限り使用すること」です。この案のとおり答申することで議決をいただき、11ページのとおり、議決された内容での答申を受けまして、9ページをお願いいたします。

改めまして、議案第4号学校給食費の改定について、平成26年度の学校給食費改定から6年が経過し、その間の食料費の上昇等により、当市の学校給食は学校給食摂取基準に定める摂取基準に達していない状況が生じており、こ

のことから、学校給食費について、下記のとおり改定するものです。

1 学校給食費の一食単価について、小学校 2 8 9 円、現行 2 5 4 円、中学校 3 4 8 円、現行 2 9 8 円でございます。

2 改定時期について、令和 3 年 4 月 1 日からであります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

教育長

ただ今の説明について質疑はありませんか。林委員。

林委員

値上げに関しましては賛成です。物価が上昇し、消費税も増税しており、致し方ないところもありますが、現在の金額でも未納の方がいて、値段が上がればさらに増えるかもしれないということがあると思います。その未納の方に対しての対応、ケアの仕方についてなにかあるのでしょうか。

教育長

次長。

次長

今までの給食費を収めていない方の滞納分についてですが、平成 1 3 年度から発生しており、現時点で約 2, 4 0 0 万円に達しております。それを踏まえまして私どもとしましては、文部科学省で給食費の滞納者についてのガイドラインを定めており、それに基づきまして来年度、未納者の方に対してより強くアプローチをしまして、ガイドラインには少額訴訟という裁判に関する事項もありますので、法的な手続きを含めた形で厳しい対応をとってまいります。1 2 月 1 5 日の市議会全員協議会で給食費改定に説明を行った際、同様の質問があり、先ほどと同様の回答を申し上げます。新たな未納対策を取りながら、また、適切な栄養を確保するために給食費を改定することについて、概ね了解をいただいたところであります。現時点でもお手紙等を年 2 回、未納の方に出しておりますが、なかなか芳しくない状態が続いておりますので、いよいよもって法的措置も講じなければならないと思っております。

教育長

教育総務課参事。

教育総務課参事

ただ今次長が申しあげましたことと並行しまして、申出徴収制度を平成27年度から行っており、これは、児童手当から給食費の滞納があった場合に自動的に差し引いて手当をお支払いするものです。これはあくまで本人から申出をいただいた場合のみですが、毎年度等に保護者へお知らせをし、その制度を活用して未納対策に注力してまいります。

ちなみに、昨年度の給食費徴収率ですが、99%です。しかしながら、残りの1%の未納の長年の積み重なりが、先ほど次長が申しあげました滞納額となっているものでございます。

林委員

ありがとうございます。

教育長

その他にございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第4号について、御異議ありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第4号について、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第4号について原案のとおり決定いたします。

日程第3 その他

教育長

次に、日程第3その他に入ります。

まずはじめに、令和2年第12回定例会において、協議事項として委員の皆さまに資料をお渡ししておりました、「令和3年度からの市立学校の2学期制導入について」を議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは、「令和3年度からの市立学校の2学期制導入について」の内容につきまして、学校教育監から説明をいたします。学校教育監。

学校教育監

前回、定例教員委員会でご説明しましたが、新しく林委員さんをお迎えしましたので、本市の小中学校における2学期制の導入について再度ご説明させていただきます。

二学期制の良さは、始業式、終業式の回数が減り、長期休業を調整することで、授業時数が増やせます。これにより、学校の一年の教育課程にゆとりが生まれ、さらに児童生徒がじっくり学びに取り組むことができます。これは、今年度は小学校での全面実施、来年度は中学校で全面実施となる「新学習指導要領」による授業時数の増加に対応することができるとともに、児童生徒の個に応じた指導や授業改善が充実できたりするという利点があります。

この学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」についての授業改善が重視されております。これは、児童生徒が学習に対して前向きに粘り強く取り組み、意見交換をしたり、情報を取捨選択したりしながら、自分の考えを広げたり深めていく学習活動をしていくというものです。これは、長いスパンで単元を構成した学習が重視されているのです。児童生徒は、1時間単位ではなく数時間にわたり、時間をかけて、課題を設定したり、調べたり、意見を交流したり、自分の考えを構成したり、修正したり、発表したりしていく学習をしていきます。これは、夏休みや冬休みをはさんでも、切れ目なく続けていくことができるのです。

また、教師が児童生徒とじっくり向き合い、個別指導する時間や、生徒指導の時間、そして、授業改善の機会がより増えることが、二学期制の良さであると思います。そして2学期制では、喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休業となっても柔軟に指導計画の変更ができるのも利点であり

ます。

課題と思われる点は、通信表が、年2回の配付になるということが挙げられますが、夏休みなどの長期休業中に保護者面談等を設定し、保護者に学習や生活の様子をきめ細かに伝えていくことで対応していきます。また、テストの範囲が広がらないか、高校入試への影響はないのか、などの不安も出てくる可能性があります。これについては、テストの時期、小テスト等や回数を調整するなど、様々な工夫をしてまいります。

先行実施の自治体での成果としましては、まず平成14年から実施している仙台市では、教育課程に「ゆとり」が生まれ、児童生徒と向き合う時間の増加、進路指導の充実が図られ、学期が長くなることで、長いスパンでの児童生徒の変容を見取ることができたということ、次に平成15年から実施している山梨市では、授業時間の確保ができ、基礎的・基本的な学習の定着や発展学習、調べ学習や体験活動などの児童生徒の思いを大切に学習を思い切って展開できた等々の報告があります。

さて、1年の流れですが、夏休み3日減らして、秋休みを1日、10月の中旬に設定して、前期後期として一年を二分して長期的に教育活動を展開していくのが「2学期制」です。裏面をご覧ください。

本市は、夏休みを3日短縮としました。秋休みを1日設定し、連休と合わせて4日間とし、2日間の授業日を確保しております。これは大崎市と同様です。ちなみに、塩竈市、七ヶ浜町は夏休み2日間短縮の、秋休み2日設定し、連休と合わせて5日間としています。仙台市も5日間の秋休みとなっております。

秋休みに関しては、多賀城市や大崎市が1日少ないところですが、授業時数の確保による学力向上を目指すとともに、新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業があった場合に対応できるようにするためでもあります。

3の進捗状況ですが、教育委員会では、昨年度より2学期制について研究を行うため、学校長の意向を聞くなど、学校現場の考えについて把握してきたところで、校長、職員、PTA会長等に理解を得ているところです。

現在、県内で2学期制を導入しているのは、県立中学校、仙台市、白石市、栗原市、富谷市、大崎市、七ヶ宿町、川崎町、涌谷町、大衡村の小中学校で実施されております。

また、令和3年度に向けて塩竈市も2学期制導入に向けて準備を進めている状況であり、塩竈市は昨日の定例教育委員会で規則改正が可決されております。

本日、実施について協議していただき、承認いただけるならば、議会への報告を経て、保護者及び地域の方々へのお知らせを行い、教育委員会にて、学校管理規則の改正を進めてまいりたいと思います。

2学期制についての説明は、以上です。

教育長

本日は皆様方とのご協議となっております。ただ今の説明につきまして質疑はございませんでしょうか。ご意見でも結構です。樋渡委員。

樋渡委員

個人の意見としまして、2学期制の重要性はわかりますが、他の自治体の2学期制に基づくタイムテーブルと比べますと、導入までの時期が短いのではと思いました。ただ、2学期制自体につきましては、前回も教育長さんからいろいろお話を伺い、とても必要なことだと思っています。

教育長

菊池委員。

菊池委員

いただいた説明や資料を拝見しまして、本当にゆとりが持てるようになると思いますので、先生方にも子どもたちにとってもデジタル化などいろいろ変わってくることもありますし、ぜひこの4月から2学期制にさせていただきたいと思います。

また、その前に校長先生や先生方、PTA役員の方々から了解を得ているのがとても強く後押ししていると思います。2学期制をぜひ進めていただきたいと思います。

教育長

浅野委員。

浅野委員

前回も少し触れさせていただきましたが、子どもたちそのものについては大きく変わるわけではありません。日本の教育では、一番は夏休み期間で、それが半分になるなど大きく変わるのでは話が別で、子どもたちにとっても学校が大きく変わるのだという感覚になるのだと思いますが、そしてまた、今の時点で、子どもたちから見てこんなにドラスティックに学校が変わるんだと驚くくらいの変化が果たして必要か、ということもあります。

今の2学期制であれば、今の子どもたちにしてみれば、もちろん学校の取組にもよりますが、あまり問題はないのではないかな、と思います。もう一つ対外的

な意味で言えば、宮城県の場合は仙台市が既に2学期制を採っていることからすれば、特にこの仙塩地区は仙台と地域として一体で重なっている部分があるので、例えば子どもたちの転出入のことを考えても仙台市とのかかわりが一番多いわけですので、それが基本的な線で仙台市と異なっている点があると、これから時代では広い意味ではあまりいいことではないなという気がします。

そこで、塩竈市とも歩調を合わせて2学期制に踏み切ること自体は、大きい変化になるということはないですが、少しでも教育課程の編成が時間的なゆとりが持てるということは確かにあると思いますので、そういうことで進めていくのは基本的には賛成です。

ただ、この間も申し上げたように、保護者の方たちが慣れるまでの間が、学校の方でよっぽど気を付けて対応していかないと、保護者の不安が出てくると思います。例えば、夏休みが明日から始まるという日に、1学期の子どもたちの様子がきちんと通信表で知らされてきたのが何十年と続いてきたわけですので、休みに入る前の段階の学校の対応がこれまでと変わるということは、親御さんの不安が結構出てくるのではないかなという気がします。

ただ、それについては、学校それぞれの教育計画に従っていろいろな対応の案が出てくると思いますし、長期休業時はゆっくりじっくり時間を取って、個別的に保護者との教育相談を充実させていくのはどこの学校でも足並みをそろえていくようになると思いますので、そういったことがある程度繰り返されていけば、保護者の方も心配も自然と解消されていくのではないかと思います。

どちらにせよ、導入に当たっての基本的な説明と、最初の段階での長期休業に入る前の子どもたち個々への生活指導を含めた対応をしないと、保護者の方々が今までと制度が変わったんだという期待よりも不安の方が大きいというような感じになってしまうと心配な気がしますので、その辺の配慮はそれぞれ各校長先生はじめ学校との協議を密にして、そういうふうな心配がないような形で移行されていくことを、切に期待しています。

そのような形で進めていただければと思います。以上です。

教育長

林委員。

林委員

私もPTAの役員ですので賛成です。私自身も小学校は3学期制でしたが中学校は2学期制でしたので、どちらも体験しています。子どもときの記憶ですが、特に子ども側からすれば問題なく対応できるのではと思います。親としては通信

表が3回から2回に減るのは少し寂しい気もしますが、保護者面談があるということですので、特に混乱もないと思っています。

一つ質問がありますが、体感的なもので構わないですが、教育課程にゆとりが生まれるということについて、先生方にも多少ゆとりが生まれるという流れだと思いますが、どれくらい子どもと向き合うゆとりが取れるものなのか、3学期制から2学期制にすることで大幅に増えるのか、多少とれるのか、どれくらいのニュアンスなのでしょう。

教育長

学校教育監。

学校教育監

試算しましたところ、目に見える時間としては20時間程度の時数が生み出せます。つまり、3日間の臨時休業があってもちょうどクリアできるレベルです。あとは、学校の教員は7月、12月はテストの丸付けが多くなり、通信表の所見を書いたり、そのために学校によっては授業を短縮して事務整理の形で設定する場合があります。逆に、その期間がなくなるということで、通常の授業をしながらゆっくりと所見の記載、テストの丸付けが頭から離れて精神面の余裕が子どもに見取り、励まし、きめ細かな指導につながります。それが7月、12月にそれぞれに20日間ずつ生まれるとすれば、子どもたちもその分教師に見てもらって、充実した日々が増えるものと考えられるところです。

林委員

ありがとうございます。

教育長

その他ございませんでしょうか。樋渡委員。

樋渡委員

小学校1年生の担任の先生に対する要望なのですが、小学校に入って間もない夏休み前までの時間で、読み書きなどで取り残される子どもないように、先生も専門なのでお分かりかと思いますが、特に力を入れていただけるようお願いします。

教育長

学校教育監。

学校教育監

小学校入学直後は、1時間で1文字ずつ、50音までどんどん積み重ねをしていき、ゆとりの生まれた7月までの間に丁寧に、多賀城市には支援員もいますので、子どもたちが遅れていかないように努力してまいります。

教育長

その他にございますでしょうか。菊池委員。

菊池委員

ただ今ゆとりの時間の使い方をお聞きしまして、ぜひ2学期制にさせていただきたいと思います。

教育長

規則の改正については次回会議で審議をしますが、この方向性でよろしいかということについて皆さんに確認したいと思いますので、皆さんよろしいでしょうか。もしなにかありましたらどうぞ。林委員。

林委員

2学期制になると夏季休業に保護者面談の期間が確保されていますが、これは、親御さんが慣れるまでの間の面談なのか、ずっと続くものなのか教えてください。

教育長

学校教育監。

学校教育監

基本的にはずっと続けていくものです。15分間で、通信表の記載よりも濃密な面談ができます。様々なやり取りができるので、通信表よりも多い情報量が夏休みに共有され、夏休みの間もその良さを途切れさせないようにご家庭にお願いする貴重な機会になると考えておりますので、学校での長期休業中の面談はずっと続けていく方針です。

林委員

ありがとうございます。

教育長

面談の形であったり、学校によっては家庭訪問であったり、情報交換の場を設定するという形で各学校が工夫することになりますが、方法や時期についてはこれからの部分もありますが、いずれそのように持って行きたいと考えています。そのほかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは2学期制の方向で進むということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

ありがとうございます。それでは、令和3年度からの2学期制導入についての質疑を終結いたします。なお、学校教育監からの説明にもありましたけれども、本件につきましては令和3年第1回定例会において、多賀城市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定をお諮りする議案として提案いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、各委員等から議題としたい事項等がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和3年第1教育委員会臨時会を閉会いたします。

午後2時30分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 山形 剛大

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和3年1月27日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印